
第5章 重点アクション

（1）背景

地球温暖化とは、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中濃度が高まり、大気の温室効果が強まるために地球の気温が上昇する現象のことです。これらの温室効果ガスには地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質があり、温室効果ガスの濃度が一定に保たれることで、地球の平均気温が生物の生存に適した 15℃程度に保たれています。しかし、18 世紀の産業革命以降、化石燃料の使用や森林の伐採が進んだために大気中の温室効果ガス濃度が急激に増加し、大気の熱吸収が増えて地球全体の気温が上昇し始めています。

2013 年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書によると、1880～2012 年の間に、世界平均地上気温は 0.85℃上昇しています。特に最近 30 年の各 10 年間の世界平均気温は、1850 年以降のどの 10 年間よりも高温となっていることが示されています。

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害なども観測されています。そのような中、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止する取組が求められています。

また、東日本大震災・福島第一原子力発電所事故以降、わたしたちのエネルギーへの意識は大きく変化し、省エネルギーや再生可能エネルギー等への関心が高まっています。こうした気運の高まりも追い風とし、市民、事業者、市の協働により、青梅市の地域特性に応じた地球温暖化対策を計画的に推進し、低炭素社会の構築を進めていく必要があります。

（2）計画の対象

本実行計画では、青梅市の温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素（CO₂）を対象とし、エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出のほか、廃棄物の焼却等による二酸化炭素排出について、削減のための施策・対策を定めます。

(3) 目標

本実行計画の期間は、第二次青梅市環境基本計画との整合性を図るため、平成 27 年度（2015 年）から平成 36 年度（2024 年）までの 10 年間とします。

ただし、低炭素社会構築に向けた取組は中長期的な視点が欠かせないことから、平成 42 年度（2030 年）までを見据えた取組の展開を図るものとします。目標に対する基準年は平成 22 年度（2010 年）とします。

削減目標は以下のように設定しました。短期目標は、現行施策の積み上げにより設定しました。中期目標については、国の方針である「2050 年 80%削減」を見据え、設定しました。

ただし、国の施策等との整合性を確保するため、地球温暖化対策やエネルギー政策が見直された際には、目標や取組内容を見直すこととします。

短期目標：2020 年度（平成 32 年度）までに 2010 年度（平成 22 年度）
比で 10%の削減
中期目標：2030 年度（平成 42 年度）までに 2010 年度（平成 22 年度）
比で 40%の削減

※国の地球温暖化対策やエネルギー政策の動向をふまえ、今後見直しを行うことを前提とします。



(4) アクションプラン（実施内容）

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

青梅市においては、民生部門（家庭、業務）からのCO₂排出量が多いことから、特に民生部門において排出量削減にむけた更なる取組が求められます。

化石燃料に依存する現在の日常生活や経済産業活動を見直し、市民一人ひとりが省エネルギー型の生活様式へと転換していくことが必要となってきます。

低炭素社会構築にむけて、市民、事業者、市が一体となり、社会全体で省エネルギー活動を実践していきます。

- 市民のライフスタイル見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。
- 省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。
- 省エネ家電、高効率空調設備、HEMS、BEMS等の省エネルギー設備の導入促進に努めます。
- 住宅や建築物の省エネルギー型の改修に向けた取り組みを推進します。
- 省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。
- グリーン購入を推進します。



基本方針 2 再生可能エネルギー等の導入促進

再生可能エネルギー等は、現状では導入に当たりコスト面等で不利な面もありますが、化石燃料の使用削減を通じ、CO₂削減に貢献するとともに、地域資源の有効活用や防災の面等からの効果も期待されます。

また、平成 25 年度に実施した市民アンケートからは、市民の再生可能エネルギー等に対する高い期待も伺えることから、青梅市の地域資源を踏まえ、中長期的な視点から再生可能エネルギー等の積極的な導入を進めていきます。

- ・再生可能エネルギー等に関する情報提供に努めます。
- ・木質バイオマスの利用促進に努めます。
- ・木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。
- ・住宅や事業所、公共施設の屋根を活用した太陽光発電の普及に努めます。
- ・小水力発電等の導入を検討します。
- ・各家庭から回収した廃食用油を BDF 化し、公用車などの燃料として活用します。
- ・コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。

基本方針 3 低炭素型の交通システムへの転換

青梅市は、他地域と比較すると運輸部門（自動車）からの CO₂ 排出が多いことから、自動車に依存しない低炭素型の交通システムへの転換を図っていく必要があります。

自動車から徒歩や自転車、公共交通への転換を図るとともに、自動車の効率的な利用を推奨する取り組みを推進します。

- ・広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。
- ・エコドライブの重要性を周知します。
- ・公共交通空白地域の改善に努めます。
- ・公共交通の利用促進を図ります。
- ・レンタサイクルシステムの充実を図ります。
- ・低公害車の導入促進に努めます。
- ・燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。
- ・公用車の導入の際は、低公害車を選びます。

基本方針 4 森林の整備による吸収源対策の推進

青梅市は、市域の約6割が森林に覆われている、緑豊かな地域となっています。しかし、国産木材の需要低下や林業就業者の高齢化等により、青梅の森林は適正な管理が十分に行われていない状況となっています。

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの機能に加え、二酸化炭素の吸収源としての機能も有しています。

青梅市の重要な地域資源でもある森林の保全・育成を図ることは、地球温暖化対策の観点からも重要であることから、市民や事業者との協働による森林づくりに積極的に取り組んでいきます。

- 森林の適正な維持管理を推進します。
- 市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。
- 森林保全リーダーを養成していきます。
- 森林ボランティア活動のPRを行います。
- 緑に関する活動を行っている市民団体やNPO、企業等との交流の場づくりを検討します。
- 森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。
- 市の公共施設の建築においては、地域木材の使用に努めます。また、地域木材を使用した木製品の採用に努めます。
- 地域木材の普及PRを促進します。
- 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。



重点アクション2 循環型社会の更なる推進

(1) 背景

20世紀型の大量生産・大量消費社会から脱却を図り、持続可能な地域社会を築くことは、わたしたちの喫緊の課題となっています。日本では、今後は人口減少社会に移行しますが、世界では依然として人口が増加し、食料や資源の不足や廃棄物の増加が懸念されており、循環型社会の実現が急務となっています。

青梅市においても、4Rの推進をはじめとする取組を強化し、循環型社会の構築に向け、着実に施策を推進していきます。

(2) 目標

青梅市の地域特性をふまえた環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

(3) アクションプラン（実施内容）

基本方針1 4Rの推進

4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）について、市民活動の支援や新たな仕組みづくりの検討等、積極的に取組を推進していきます。

- ・グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。
- ・リターナブル・リサイクル製品の購入・使用を推進します。
- ・リサイクル推進協力店を支援します。
- ・レジ袋をもらわない、マイバッグ持参運動を推進します。
- ・修理・リフォーム・再商品化技能者を支援します。
- ・紙類、プラスチック容器包装類の再資源化を図ります。
- ・サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。
- ・資源の集団回収を奨励します。
- ・民間事業者が誰でも参加できるようリサイクルのネットワーク体制を作ります。
- ・リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。
- ・授業や学校活動において、児童・生徒が4Rについて学習する機会を増やします。

基本方針 2 ごみ削減強化と資源化の推進

青梅市では、第6次青梅市総合長期計画（平成25年度～平成34年度）の中で、1人1日当たりの燃やすごみ排出量を、平成24年度の567gから平成34年度には510gまでの減量を目標としています。青梅市の1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、総合長期計画の目標達成に向け、一層の削減が求められています。一人ひとりが日常生活の中でごみ削減に取り組みやすくなるよう、新たな仕組みや事業の検討、普及啓発等を推進していきます。また、ごみ削減強化に加え、ごみの資源化も積極的に取り組んでいきます。

- 1人1日当たりの燃やすごみ排出量を510gに減量に向けて、市民・事業者等を対象に、ごみ処理の現状等に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼び掛けます。
- ごみの分別について周知徹底を図り、ごみの資源化を推進します。
- 不燃残渣の資源化を推進します。
- 拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に要請します。

基本方針 3 バイオマスエネルギーの活用

植物などの生物体（バイオマス）は有機物で構成されているため、燃料として利用できます。燃やすと二酸化炭素を発生しますが、この二酸化炭素は、植物などの成長の過程で再び生物体に吸収され、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないというカーボンニュートラルという特性を有しています。

このため、間伐材や剪定枝、廃食用油などは、バイオマスエネルギーとして活用を図り、廃棄物の減量と二酸化炭素の排出の抑制による地球温暖化防止に努めていきます。

- 間伐材や剪定枝等の木質バイオマスの活用について検討します。
- 燃料となる木質チップや木質ペレットへの加工、木質バイオマスボイラーや木質ペレットストーブの導入・普及など、木質バイオマスエネルギーの活用に向けた仕組みのあり方や事業化方策について検討します。
- 廃食用油の更なる回収方法について検討します。
- 廃食用油をBDF化し、公用車などの燃料として活用します。
- エネルギー効率の高い廃棄物発電・熱利用設備やバイオマス利用設備の導入など、未利用エネルギーの活用方策について調査・検討します。

基本方針4 農産物等の地産地消の推進

青梅市の地域特性に応じた循環型社会の構築に向けた取り組みとして、農産物や木材などの地産地消の循環形成の促進を図ります。

- 地元産の農産物の販売促進や学校給食などへの使用を通じて、農産物の地産地消を促進します。
- 生ごみのたい肥化に向けた取組を推進します。
- 市庁舎等の市の施設には、地域木材の使用に努めます。
- 地域木材の利用促進にむけたPRを行います。
- 小・中学校では、地域木材を使用した木製品の利用を推進します。
- 間伐材の利用を推進します。



重点アクション3 生物多様性の保全

(1) 背景

青梅市には、豊かな水辺や美しい里山が残されており、東京都内有数の自然環境を有しています。そしてそこには、数多くの動植物が生息・生育しています。

しかし、開発に伴う生物の生息・生育空間の縮小や、農林業の衰退などによる生物の生息・生育環境の荒廃、地球温暖化による生息・生育環境の変化、さらには外来生物の増加による生態系のかく乱などにより、生物多様性が脅かされています。

生物は、様々に関係し合いながら、自然環境の基礎となる生態系を形作っていることから、生物多様性の確保は生態系のバランスを維持する上でも極めて重要です。

わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活は、自然や生物の多様性を基盤とする生態系から得られる恵み、いわゆる「生態系サービス」に支えられています。この「生態系サービス」を将来にわたり享受し続けるためには、生物多様性を保全する仕組みの構築が必要となります。

● 生物多様性のイメージ



資料：環境省

(2) 目標

「青梅市生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進していきます。

(3) アクションプラン（実施内容）

生物多様性の保全を推進するには、生物多様性を「知る」、生物を「守り、育てる」、将来の世代に「伝える」、生物多様性の取り組みに「参加する」といった施策の推進が必要となります。青梅市では「生物多様性保全協議会（仮称）」を設置し、総合的かつ効果的な生物多様性の保全の検討と推進を図ります。また、青梅市の生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用に向けた基本的指針および具体的な取組内容を定めた「青梅市生物多様性地域戦略」を策定します。

基本方針 1 「知る」～生物多様性への理解の促進

生物多様性の保全に取り組むためには、現状を正確に把握することが重要となります。このため、市内の自然環境の特性ごとに、市民参加による生物の生息状況調査を実施し、市域の生物多様性のよりの確な状況把握や保全・再生の取り組み等に活かしていきます。

さらに、生物多様性は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

- 市民・事業者と協働で、市内の自然環境の特性ごとに、生物の生息状況調査を実施し、実態把握を行います。
- これまでに行われてきた保全活動や調査等のデータを集約し、青梅市生物多様性地域戦略の策定に活かします。
- 市民参加型のモニタリング方法を研究し、収集した市内の生物多様性に関する情報の集積・発信などの仕組みづくりを検討します。
- 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性のよりの確な状況把握に向けた取組や市民・事業者へのPR・啓発方策のあり方を明らかにします。
- 生物多様性に係る情報や取り組みを多様な視点、多様な手法により発信し、生物多様性への理解を促進していきます。

基本方針 2

「守り、育てる」～生物の生息・生育環境の保全と再生

生物の生息・生育環境の維持・拡大などの「場の確保」とともに、緑地や水辺のネットワーク化、森林や農地、水辺などの適切な維持管理による「質の向上」を図り、地域特性に応じた生態系の保全を図ります。

また、森林整備を図り、貴重な野生生物の生息の場、市民が自然とふれあえる場や里山の仕組みを体験・学習する場、散策やハイキング等の気軽に利用できるレクリエーションの場としていきます。

- 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物の生育・生息環境の保全と再生に向けた具体的取組を明らかにします。
- グリーンマップを作成します。
- 青梅の森を、身近な里山として、市民や各種団体等と協働し保全を行います。
- 民間林の造林や間伐等を支援するとともに、企業の森等において森林の整備を推進し、森林の多面的な機能の回復に努めます。
- 河辺地区の「水辺の楽校」をはじめとする水辺空間の積極的な活用を推進するとともに、新たな水辺空間の整備について、関係機関と連携して検討・推進します。
- 地域の生態系への悪影響が懸念される特定外来生物への対策を推進します。

基本方針 3

「伝える」～生物多様性の継承

先人から受け継いだ青梅の環境や歴史・文化資源を将来の世代に継承していくとともに、生物多様性の恵みを活かした産業振興や観光振興を図り、青梅市の魅力の向上を図ります。

- 青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性を次世代に継承するための具体的取組を明らかにします。
- 自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。
- 地域木材の普及 PR を促進します。
- 地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。

基本方針4 「参加する」～協働による生物多様性への取組

生物多様性の取組は、生物の生息・生育空間の保全にとどまらず、市民の日常生活や事業者の経済活動とも密接な関係を持っていることを認識し、あらゆる段階において、市民や事業者が参加できる仕組みを検討していきます。

また、多様な主体の参加が求められることから、情報の共有や連携・協力を図り、より効果的・効率的な取組が可能となるような機会や場の創出、協働の仕組みを検討していきます。

- ・青梅市生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の取組について多様な主体が参加・協働するための仕組みをつくりまします。
- ・市民が動植物の実態把握調査の一部に参加する仕組みや体制、さらにその結果を活用した普及啓発の方法について検討し、実施していきます。
- ・市民等との協働事業等も活用し、生物多様性の取組を推進していきます。
- ・生物多様性の保全と再生を目的とした活動を行う団体への支援を図り、自主的な取り組みを活性化させます。
- ・学校教育や体験学習等を通じ、将来を担う若い世代の生物多様性に係る関心と認識の向上を図ります。
- ・生物多様性の大切さや魅力を伝えるリーダーやコーディネーターとしての人材活用・育成の仕組みづくりを進めます。
- ・生物多様性に係る活動の情報交換・人材交流の機会・場の創出を図ります。
- ・特産物の育成や地産地消の推進、人にも環境にもやさしい環境保全型の農業への転換など、持続可能な農業を推進できるよう支援します。
- ・遊休農地などを活用し、市民が農業にふれあうことのできる農業体験の場をつくるとともに、生物多様性に係る関心と認識の向上を図る場としても活用していきます。
- ・グリーンコンシューマー（環境に負荷の少ない行動をする消費者）が一人でも増えるよう、環境負荷の少ないライフスタイルの実践と定着に向けた普及啓発等の運動を推進します。
- ・環境にやさしい企業・事業活動の促進を図ります。

● 「生物多様性の保全」に向けたアクションプランの推進イメージ

「青梅市生物多様性地域戦略」の策定と推進

基本方針1 「知る」

～生物多様性への理解の促進

【アクションプランの方向性】

- ・市域の生物多様性の的確な状況把握
- ・生物多様性への理解を促進

基本方針2 「守り、育てる」

～生物の生息・生育環境の保全と再生

【アクションプランの方向性】

- ・生物の生息・生育環境の維持・拡大
- ・地域特性に応じた生態系の保全

人と動植物との共生を実現

基本方針3 「伝える」

～生物多様性の継承

【アクションプランの方向性】

- ・青梅の環境や歴史・文化資源を将来の世代に継承
- ・生物多様性の恵みを活かした産業振興や観光振興

基本方針4 「参加する」

～協働による生物多様性への取り組み

【アクションプランの方向性】

- ・生物多様性の取組に多様な主体が参加・協働
- ・生物多様性に係る人材の活用・育成
- ・生物多様性に係る活動の情報交換・人材交流の機会・場の創出

協働による生物多様性の保全の推進

市民・市民団体

- ・生物の生息状況調査への参加
- ・生物多様性の重要性を理解
- ・環境負荷の少ないライフスタイルの実践

事業者

- ・生物の生息状況調査への参加・協力
- ・事業活動が生物多様性に及ぼす影響を理解
- ・環境負荷の少ない事業活動の実践

市

- ・生物多様性のよりの的確な状況把握や保全・再生の取組の推進
- ・市民・事業者・市民団体の活動の支援
- ・庁内関係部局や国、都等の関係機関との連携
- ・生物多様性保全協議会（仮称）の設置